

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 1 日目（3 月 3 日）

会議に付した事件は次のとおりである。

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度月形町一般会計補正予算第 7 号）

議案第 6 号 令和 7 年度月形町一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 7 号 令和 7 年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 8 号 令和 7 年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 9 号 令和 7 年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 10 号 令和 7 年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 11 号 令和 7 年度月形町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 12 号 農業委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 13 号 月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 14 号 月形町地域情報通信基盤施設条例を廃止する条例の制定について

議案第 15 号 月形町皆楽公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 16 号 月形町皆楽公園施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 17 号 月形町はな工房条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 18 号 月形町認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 19 号 月形町こども家庭センター設置条例の制定について

議案第 20 号 月形町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 21 号 月形町新規就農者等招致促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 22 号 月形町農産物加工施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 23 号 月形町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 24 号 月形町多目的アリーナ条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 25 号 月形町野球場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 26 号 月形町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定につ

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 1 日目（3 月 3 日）

いて

議案第 27 号 月形町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

議案第 28 号 財産の無償譲渡について

議案第 29 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議案第 30 号 令和 8 年度月形町一般会計予算

議案第 31 号 令和 8 年度月形町国民健康保険事業特別会計予算

議案第 32 号 令和 8 年度月形町介護保険事業特別会計予算

議案第 33 号 令和 8 年度月形町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 34 号 令和 8 年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算

議案第 35 号 令和 8 年度月形町農業集落排水事業会計予算

- 議長 大釜 登 ただいまの出席議員は 8 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和 8 年第 1 回月形町議会定例会を開会いたします。

（午前 10 時 00 分開会）

直ちに本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分開議）

議事日程第 1 号は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程 1 番 会議録署名議員の指名

- 議長 大釜 登 日程 1 番 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会期中における会議録署名議員の指名は、会議規則第 127 条の規定により議長において

若 井 昭 二 議員

東 出 善 幸 議員

の両名を指名いたします。

◎ 日程 2 番 会期の決定

- 議長 大釜 登 日程 2 番 会期の決定を議題といたします。

先に、議会運営委員会委員長から、去る 2 月 19 日開催の議会運営委員会での本定例会の運営について、報告の申し出がありましたので、これを許します。

- 議長 大釜 登 議会運営委員会 松田順一委員長、報告願います。

- 議会運営委員会委員長 松田 順一 議長の許可をいただきましたので、令和 8 年第 1 回定例会の運営について、去る 2 月 19 日に開催いたしました議会運営委員会の協議結果をご報告いたします。

はじめに会期についてであります。本定例会に提案されている議案は、

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 1 日目（3 月 3 日）

町の提案に係るものとして、令和 7 年度各会計補正予算、一般議案、令和 8 年度町政執行方針並びに教育行政執行方針、令和 8 年度各会計予算及び予算関連議案、議会提案として、発議、意見案、会議案が予定されております。

付議された議案のうち、令和 8 年度各会計予算 6 件及び予算関連議案 10 件の議案につきましては、一括提案とし、議長を除く全議員による予算特別委員会を設置し、これに付託し、休会中の審査とすることにいたしました。これらを踏まえ、本定例会の会期は本日 3 日から 3 月 19 日までの 17 日間としたところであります。

本日、予算特別委員会を開催し、正副委員長の選任、審査日程等の協議を行い、3 月 16 日から開催される予算特別委員会で、各課長等から説明を受け、質疑を行っていただくこととなりますが、日程については精力的に進めていただくことをお願いいたします。

次に、一般質問についてですが、3 月 13 日の 1 日間を予定し、通告期限は 3 月 4 日の正午までとしております。

一般質問の質問回数は原則 4 回までですので、十分に守っていただきたいと思います。その他は会議規則に基づいて行いますので、活発な議論をお願いいたします。

なお、執行方針に対する質疑は一般質問に含めて行います。

なお、いつも申し上げていることですが、議員の質疑及び町側の答弁につきましては、簡潔明瞭にされ、議事運営に特段のご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会において協議した結果の報告といたします。

○ 議長 大釜 登 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、ただいま、議会運営委員会委員長から報告のとおり、本日 3 月 3 日から 3 月 19 日までの 17 日間にしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、会期については、本日 3 日から 3 月 19 日までの 17 日間とすることに決定いたしました。

◎ 日程 3 番 諸般の報告

○ 議長 大釜 登 日程 3 番 諸般の報告を行います。議長会務報告、例月出納検査結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。

次に、まちづくり常任委員会の閉会中における所管事務調査報告がありますので、委員長の報告を求めます。

○ 議長 大釜 登 まちづくり常任委員会 東出善幸委員長、報告願います。

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 1 日目（3 月 3 日）

- まちづくり常任委員会委員長 東出 善幸 まちづくり常任委員会の令和 7 年度所管事務調査について、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

令和 7 年度のまちづくり常任委員会所管事務調査については、年度当初において、調査事項の年間計画を策定し、総務課所管 2 件、企画振興課所管 3 件、住民課所管 2 件、保健福祉課所管 1 件、農林建設課所管 2 件、教育委員会所管 1 件及び町立病院所管 1 件の計 12 件の項目を調査しております。

所管事務調査の方法としては、担当課と調整の上、各調査項目の現状及び課題を説明してもらい、町としての今後の取り組みの推進や方向性の確認などを行い、常任委員会の中で質疑等を通して、各調査項目の把握に努めて参りました。

今回、調査した項目の中で、特筆すべき調査事項について、3 点、私からの所見をご報告いたします。

最初に、教育委員会所管事務の「小中学校の現状について」の調査であります。各学校の本年度の教育活動、施設の現状を確認しました。今回は時間の都合上、現地は月形小学校のみの調査としましたが、校舎の老朽化がかなり進んでいる状況でありました。義務教育学校の建設が先送りになったことで、当面は現在の校舎を使い続けることとなるため、早急に修繕が必要であることを再認識いたしました。今回は現地を確認できなかった月形中学校においても同様の状況であると推定されます。

次に、企画振興課所管事務の「道の駅の運営状況について」の調査であります。令和 6 年 9 月に道の駅「275 つきがた」としてスタートした皆楽公園エリアの運営状況について、町民保養センターを中心に利用状況を確認しました。指定管理受託事業者である月形町振興公社では、冬期間の集客増を図るための新たなサービスなど、経営安定を図る方策が検討されていきました。リニューアルオープンから 2 年目を迎え、新規顧客の開拓やリピーターの確保に向けての更なる努力が望まれます。

最後に、農林建設課所管事務の「除雪センター・除雪車両の状況について」の調査であります。次年度に改修が予定されている除雪センターの現地確認を中心に実施いたしました。現在の除雪センター待機室はかなり手狭であり、特に休憩スペースの拡張が望まれています。担い手確保に悩む除雪従事者の労働環境の向上は、重要な要素の一つであり、改修工事により改善されることが期待されます。次年度は、改修後の除雪センターの状況、本年度更新の除雪車両についての調査を予定しております。

調査内容及び結果については、配付済みの報告書に記載のとおりでありますので、ご確認をお願いします。

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 1 日目（3 月 3 日）

以上で、まちづくり常任委員会所管事務調査の報告といたします。

○ 議長 大釜 登 以上をもってまちづくり常任委員会所管事務調査報告といたします。

○ 議長 大釜 登 以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程 4 番 行政報告

○ 議長 大釜 登 日程 4 番 行政報告を行います。行政報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。

○ 議長 大釜 登 以上で行政報告を終わります。

◎ 日程 5 番 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度月形町一般会計補正予算第 7 号）

○ 議長 大釜 登 日程 5 番 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度月形町一般会計補正予算第 7 号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 議案書 3 ページをお開きください。ただいま、議題となりました承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。承認第 1 号は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、本議会の承認を求めるものであります。

5 ページをお開きください。専決処分書であります。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 1 月 19 日に専決処分をしたものであり、令和 7 年度月形町一般会計補正予算第 7 号を定めたものであります。補正予算の第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 559 万 2,000 円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63 億 9,862 万 7,000 円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、6 ページから 7 ページにかけての第 1 表 歳入歳出予算補正によるものであります。本補正予算は、歳出、衆議院議員総選挙費 559 万 2,000 円の増額、歳入、衆議院議員総選挙費委託金 559 万 2,000 円の増額であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。お諮りし

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 1 日目（3 月 3 日）

ます。承認第 1 号は、この際、討論を省略し、原案のとおり承認することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎ 日程 6 番 議案第 6 号 令和 7 年度月形町一般会計補正予算（第 8 号）

- 議長 大釜 登 日程 6 番 議案第 6 号 令和 7 年度月形町一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書 21 ページをお開き願います。議案第 6 号 令和 7 年度月形町一般会計補正予算（第 8 号）について、ご説明申し上げます。

第 1 条ですが、補正予算（第 8 号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1 万 3,000 円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 億 9,864 万円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、22 ページから 25 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正によるものであります。本補正予算につきましては、年度末に当たり、事務事業費の確定や執行見込額の精査並びに歳入、調定額等の精査を行いまして、主に予算整理であります。ふるさと納税寄附金の増加に伴う返礼品や基金の積立金なども計上してございます。

それでは、事項別に主なものについて、ご説明を申し上げます。66 ページをお開きください。最初に歳出でございます。1 款 議会費 1 項 議会費 1 目 議会費、補正額 175 万 2,000 円の減額、説明欄の記載のとおりでありますが、主に議員活動経費の行政視察研修費、費用弁償の減額、常任委員会政務調査のバスの借り上げがなかったことなどによる減額、議会だよりの印刷製本業務の契約単価の減による減額でございます。

続きまして、68 ページをお開きください。2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費、補正額 647 万 4,000 円の減額、説明欄記載のとおりでありますが、中段の総務事務経費の会計年度任用職員人件費についてでありますが、主に職務の級が 2 級の一般行政事務の予算計上をしておりましたが、配置の 2 名とも補助的な業務職員として配置をしたところでございます。うち 1 名は、勤務時間の短い職員であることによりまして減額となっております。

続きまして、2 目 職員給与費、補正額 2,206 万 9,000 円の減額、

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

説明欄記載のとおりでございますが、主な減額要因といたしまして、一般職員の給与費でございますが、2,105万4,000円の減額、4月に5名の一般職員の採用を予定してございましたが、採用については、6月、7月にずれ込んだことによる減額でございます。

続きまして、70ページをお開きください。3目 企画費、補正額1億7,482万円増額、説明欄でございますが、ふるさと活性化事業につきましては、322万7,000円の減額、ふるさと活性化事業の補助金について、申請件数及び申請額が見込みよりも下回ったことによるものでございます。

次に、中段ぐらいのふるさと納税推進事業1億8,773万円の増額、主にふるさと納税推進事業の寄附額の増によるものでございます。

地域公共交通対策事業の補助金、日常生活機能対策乗合バス事業529万4,000円の減額でございますが、岩見沢月形線、運賃収入が当初の見込みよりも増える見込みで実績として見込んでいるため、補助金を減額するものでございます。

次に、下段のほうになりますが、鉄道跡地整備事業248万2,000円の減額です。JR札沼線跡地等管理関係業務98万2,000円の減額でございますが、各業務の見積り合わせによる執行残の減額でございます。その下のJR施設撤去工事147万円の減額、入札の実施による執行残の減額でございます。

続きまして、4目 情報推進費、補正額691万5,000円の減額でございます。72ページをお開きいただきまして、説明欄でございますが、地域情報通信基盤整備事業602万3,000円の減額でございます。スマートフォン普及拡大奨励事業につきまして、購入助成事業の申請数が見込みを下回ったことにより、288万9,000円の減額となっております。その下のほうに行きまして、民間移行に伴う占用等申請業務106万8,000円の減額、通信基盤の民間移行費用に関わる業務契約金額の減額によるものでございます。

続きまして、5目 広報広聴費、補正額14万4,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

6目 財政管理費、補正額46万9,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

7目 会計管理費、補正額49万5,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

8目 財産管理費、補正額1億4,232万8,000円の増額、74ページをお開きいただきまして、中段ほどに基金管理経費1億4,452万4,000円の増額でございます。公有財産整備基金積立金1億3,821万2,

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 1 日目（3 月 3 日）

0 0 0 円の増額となっております。これは余剰金を積立てとするものでございます。次に、減債基金の積立金 6 3 1 万 2, 0 0 0 円の増額、令和 7 年度普通交付税の算定に伴う臨時財政対策債償還の基金とするものでございます。

続きまして、9 目 交通安全費、補正額 5 0 万 5, 0 0 0 円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、2 項 徴税費 2 目 賦課徴収費、補正額 2 1 万 6, 0 0 0 円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、3 項 戸籍住民基本台帳費 1 目 戸籍住民基本台帳費、補正額 4 6 9 万 8, 0 0 0 円の減額です。説明欄でございますが、下段の社会保障・税番号制度システム整備事業 2 2 9 万 8, 0 0 0 円の減額です。社会保障・税番号制度システム改修等業務につきまして、システム改修業務の契約額の変更に伴いまして、交付金額の減によるものでございます。

続きまして、7 6 ページをお開きください。説明欄でございますが、デジタル基盤改革支援事業 2 2 2 万 1, 0 0 0 円の減額、ガバメントクラウド利用料でございますが、システム改修の時期の繰下げに伴いまして、利用料が減額したことによるものでございます。

続きまして、4 項 選挙費 1 目 選挙管理委員会費、補正額 1 5 万 4, 0 0 0 円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

2 目 参議院議員選挙費、補正額 8 9 万 7, 0 0 0 円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、5 項 統計調査費 1 目 統計調査費、補正額 3 5 万 4, 0 0 0 円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、6 項 監査委員費 1 目 監査委員費、補正額 1 5 万 7, 0 0 0 円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、7 8 ページをお開きください。3 款 民生費 1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費、補正額 2, 2 0 8 万 6, 0 0 0 円の減額でございます。中段の障害者自立支援等給付事業 1, 4 0 4 万 3, 0 0 0 円の減額でございますが、主に障害者自立支援給付費給付等、各給付事業の利用実績の減によるものでございます。下段のほうになりますが、定額減税補足給付金（不足額給付金）給付事業でございます。6 4 8 万 2, 0 0 0 円の減額、主に定額減税の補足給付金の給付件数が見込みよりも少なかったことによるものでございまして、予算上は 4 5 0 件と見込んでございますが、実績として、2 4 4 件となる見込みでございます。

続きまして、8 0 ページをお開きください。2 目 老人福祉費、補正額 3, 7 0 4 万 5, 0 0 0 円の減額、説明欄でございますが、老人福祉施設入所事

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

業1, 124万9, 000円の減額でございます。扶助費の老人福祉施設入所者措置費でございますが、入所施設措置者の退所に伴う減額でございます。

続きまして、中段の高齢者居宅生活支援事業275万4, 000円の減額でございます。配食サービス業務でございますが、配食数の減少及び利用者の負担分、現状で400円でございますが、受託者が直接収入とすることに変更したことにより、減額となっております。

続きまして、2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費、補正額957万2, 000円の増額でございます。説明欄記載のとおりでございますが、82ページをお開きください。説明欄の認定こども園運営経費964万7, 000円の増額でございますが、認定こども園管理運営業務でございますが、主に公定価格の増額改定によります管理運営業務の委託料が増えたことによるものでございます。

続きまして、84ページをお開きください。4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費、補正額127万8, 000円の減額、説明欄の記載のとおりでございます。

2目 予防費、補正額872万5, 000円の減額、説明欄の予防対策事業453万5, 000円の減額でございますが、予防接種業務130万4, 000円の減額でございます。同じく新型コロナウイルスワクチン接種業務257万3, 000円の減額でございますが、国の接種補助金の廃止によりまして、接種に伴う自己負担の増加に伴う接種実績の減でございます。300名ほどの予算で予定をしてございましたが、実績として120名程度の見込みとなっております。

続きまして、86ページをお開きください。3目 環境衛生費、補正額56万1, 000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

4目 医療給付費7万7, 000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

5目 保健センター費25万2, 000の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、2項 清掃費 1目 清掃総務費、補正額371万1, 000円の減額でございます。説明欄でございますが、し尿・汚泥処理経費11万9, 000円の減額、負担金の石狩川流域下水道組合8万9, 000円の増額でございますが、現在12市町で構成する組合の施設運営に係る経費、特に修繕料等の増加に伴いまして、応分の負担金が増嵩となることによるものでございます。その下の合併処理浄化槽設置整備事業359万2, 000円の減額でございますが、合併処理浄化槽設置整備事業の補助金について、

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

申請件数が予算を下回ったことによるものでございます。

続きまして、2目 塵芥処理費、補正額315万3,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、90ページをお開きください。5款 労働費 1項 労働諸費 1目 労働諸費、補正額35万5,000円の減額、説明欄でございますが、労働事務経費として、若者定住対策家賃奨励ということで、当初10名の見込みをしておりましたところ、実績が3名となったことによる減額となっております。

続きまして、92ページをお開きください。6款 農林水産業費 1項 農業費 1目 農業委員会費、補正額15万7,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

2目 農業振興費、補正額3,099万5,000円の減額、説明欄でございますが、上から2つ目、中山間地域等直接支払交付金事業1,949万3,000円の減額でございますが、交付金の中山間地域等直接支払が1,910万6,000円の減額でございます。今年度につきましては、第6期という形になってございまして、対象地を定める年でございますが、田の面積が減ったことや、加算の取組の件数が少なかったことにより減額となっております。

次に、新規就農対策事業637万円の減額でございます。補助金のところでございますが、新規就農者等招致促進事業339万9,000円の減額でございます。新規就農者の農業用施設や機械の取得等を支援する補助金の交付事業でございまして、令和7年度の申請額については、320万円ほどにとどまる見込みでございまして、減額となっております。新規の見込みが2組を予定しておりましたが、1組になる予定でございます。

続きまして、地域おこし協力隊起業等支援事業200万円の減額でございます。地域おこし協力隊の町内での起業または事業継承を支援する補助金の交付事業でございまして、新規2組を予定してございましたが、1組の実績となっております。

続きまして、環境保全型農業直接支払交付金事業143万円の減額でございまして、主な要因としては、総合防除の取組面積が見込みよりも少なかったことによるものでございます。

続きまして、94ページをお開きください。説明欄でございますが、就農支援事業200万円の減額です。交付金の親元就農支援事業でございまして、5件の見込みのところを3件の実績によるものでございます。

続きまして、3目 畜産業費、補正額1万1,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

4目 農地費、補正額477万5,000円の減額でございます。説明欄でございますが、2つ目の農地事務経費370万3,000円の減額でございますが、主に会計年度任用職員の勤務時間数の減、それから、徳富ダム地区基幹水利施設管理事業負担金の減ということでの要因でございます。徳富ダム地区基幹水利施設管理事業負担金については、140万6,000円の減額となっております。

次に、月形地区基幹水利施設管理事業123万6,000円の増額でございます。月形揚水機場の省エネ及びコスト削減の取組における土地改良区への補助金といたしまして、月形地区基幹水利施設管理事業省エネルギー化推進対策補助金に係る事業の実施によるものでございます。令和2年度から令和5年度までの6月から9月までの電気料等の実績の平均の差額分が増額となっております。

次に、多面的機能支払交付金事業193万3,000円の減額、対象農地であります田の地目変更による面積の減によるものでございます。

続きまして、2項 林業費 1目 林業振興費、補正額10万3,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、98ページをお開きください。7款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費、補正額329万6,000円の減額です。説明欄でございますが、UIJターン新規就業支援事業300万円の減額でございますが、北海道の補助金の予算超過によりまして、申請を停止したことにより減額となっております。町内には、このUIJターンの新規就業支援事業の登録事業者は現状ではありません。

続きまして、2目 観光費、補正額832万4,000円の減額、説明欄でございますが、地域活性化起業人派遣事業805万円の減額でございます。2名採用予定をしてございましたが、6月採用の1名にとどまったことにより減額となっております。

続きまして、3目 ふるさと公園費、補正額330万4,000円の減額、説明欄でございますが、2つ目のふるさと公園整備事業242万円の減額、源泉棟建替工事206万8,000円の減額で、工事の執行残によるものでございます。

続きまして、100ページをお開きください。8款 土木費 1項 土木管理費 1目 土木総務費、補正額0、財源振替でございます。

2項 道路橋梁費 1目 道路維持費、補正額246万7,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

2目 道路新設改良費、補正額2,000円増額、説明欄記載のとおりでございます。

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

3目 橋梁維持費、補正額967万6,000円の減額、説明欄でございますが、橋梁補修事業967万6,000円の減額です。橋梁定期点検業務、それから青北橋の補修工事ともに、入札等の実施精査による減額でございます。

続きまして、4目 除雪対策費、補正額1,007万9,000円の減額でございます。説明欄でございますが、除雪車購入経費958万1,000円の減額で、入札等の実施による減額でございます。

続きまして、3項 河川費 1目 河川総務費、補正額38万5,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

4項 住宅費 1目 住宅管理費、補正額1,117万4,000円の減額です。

102ページをお開きいただきまして、説明欄でございます。定住化促進事業845万4,000円の減額で、補助金でございますが、月形町快適な住まいづくり住宅272万3,000円の減額、当初450万円の予算を見込んでございましたが、実績として5件、177万7,000円の実績の見込みでございます。月形町民間賃貸住宅等建設260万円の減額、実績の見込みはございません。月形町あんしん住宅283万1,000円の減額、当初予算1,080万円を見込んでおりましたが、実績といたしまして5件、796万9,000円の実績の見込みのため、減額となっております。リフォームが3件、除却が2件という見込みでございます。

次に、町営住宅整備事業105万4,000円の減額でございますが、各整備に係る見積り合わせ及び入札執行による残によるものでございます。

続きまして、104ページをお開きください。9款 消防費 1項 消防費 2目 防災費、補正額142万8,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、106ページをお開きください。10款 教育費 1項 教育総務費 1目 教育委員会費、補正額1万3,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

2目 事務局費、補正額27万1,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

3目 教育振興費、補正額792万4,000円の減額でございますが、学校教育振興事業135万2,000円の減額でございますが、主に会計年度任用職員の人件費87万7,000円ほどの減額が要因となっております。それからずっと下段のほうにありまして就学援助事業53万8,000円の減額でございますが、当初見込みよりも就学援助対象者が減ったことによるものでございます。

続きまして、108ページをお開きください。説明欄でございますが、高

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

校教育振興事業269万3,000円の減額、交付金の人づくり振興事業で
ございます261万2,000円の減額、主に通学費の助成費の減、それか
ら、入学、進学奨励費、海外派遣事業の見込みの減によるものでござい
ます。

続きまして、小中学校情報機器整備事業、備品購入費242万3,000
円の減額でございしますが、1人1台の端末の配布となつてござい
ます。北海道の共同調達、北海道の入札によって契約金額が減ったこと
による減額となつてございします。

続きまして、2項 小学校費 1目 学校管理費、補正額2万4,000
円の減額、説明欄記載のとおりでございします。

3項 中学校費 1目 学校管理費、補正額2万7,000円の減額、説
明欄記載のとおりでございします。

続きまして、4項 社会教育費 1目 社会教育総務費、補正額111万
4,000円の減額、説明欄記載のとおりでございします。

110ページをお開きください。2目 社会教育施設費、補正額126万
3,000円の減額、説明欄記載のとおりでございします。

続きまして、5項 保健体育費 1目 保健体育総務費、補正額95万9,
000円の減額、説明欄記載のとおりでございします。

112ページをお開きください。2目 体育施設費、補正額83万円の減
額、説明欄記載のとおりでございします。

続きまして、3目 学校給食費、補正額461万7,000円の減額、説明
欄でございしますが、学校給食経費461万7,000円の減額でござい
ますが、主に学校給食の調理員の減による減額となつてござい
ます。それから、賄材料費118万4,000円の減額でござい
ますが、材料費の単価の減となつてございします。その下の手数料95万4,000
円の減額、調理員の細菌検査ノロウイルス検査の単価の減、それから調理
員の減によるものでございします。

続きまして、114ページをお開きください。12款 公債費 1項 公
債費 1目 元金、補正額12万8,000円の減額、説明欄記載のとおりで
ございします。

2目 利子、補正額149万3,000円の減額、説明欄でござい
ますが、長期債の通常償還利子でございしますが、利率の上昇分を見込
んでおりましたが、見込みよりも上昇分が下回ったことによる減額とな
つてございします。

続きまして、36ページをお開きください。歳入でござい
ますが、1款 町税 1項 町民税 1目 個人、補正額4,923万1,000
円の増額でございします。説明欄でございしますが、普通徴収が4,145
万2,000円の増額で、主に農業所得が増えたことによる要因と見込
んでございします。特別徴

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

収696万3,000円の増額、特別徴収対象者、公務員等でございますが、所得が増えたことによる増額となっております。

続きまして、2目 法人、補正額925万3,000円の増額、法人税割が増となったことによるものでございます。

続きまして、2項 固定資産税 1目 固定資産税、補正額80万5,000円の増額でございます。

続きまして、3項 軽自動車税 1目 環境性能割、補正額33万1,000円の増額でございます。

続きまして、2目 種別割、8万3,000円の減額でございます。

続きまして、4項 町たばこ税 1目 町たばこ税、補正額236万1,000円の減額でございます。

続きまして、5項 入湯税 1目 入湯税、補正額47万8,000円の増額でございます。

38ページをお開きください。2款 地方譲与税 3項 森林環境譲与税 1目 森林環境譲与税、補正額36万3,000円の増額でございます。

40ページをお開きください。10款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税、補正額1億8,535万9,000円の増額でございます。交付決定額24億7,535万9,000円と、現計予算22億9,000万円との差額を補正するものでございます。

続きまして、42ページをお開きください。11款 交通安全対策特別交付金 1項 交通安全対策特別交付金 1目 交通安全対策特別交付金、補正額45万8,000円の増額でございます。

44ページをお開きください。12款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目 総務費負担金、補正額253万円の減額、説明欄でございますが、路線バス岩見沢月形線事業負担金の減でございますが、岩見沢月形線の運賃収入の増によりまして、岩見沢市負担分の減額となっております。

続きまして、2目 民生費負担金、補正額541万1,000円の減額です。説明欄でございますが、老人福祉施設入所者費用徴収金、措置者の退所による減額で330万1,000円の減額でございます。配食サービス利用者負担金213万3,000円の減額で、歳出でも説明いたしましたとおり、主に支払方法の変更によるものでございます。

3目 衛生費負担金、補正額14万7,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

4目 農林水産業費負担金、補正額186万1,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、46ページをお開きください。13款 使用料及び手数料

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

1項 使用料 1目 総務使用料、補正額11万6,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

2目 民生使用料、補正額33万5,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

6目 土木使用料、補正額12万円の減額、説明欄のとおりでございます。

7目 教育使用料、補正額96万2,000円の増額です。説明欄でございますが、博物館の入館が見込みよりも増えたことによって、入館料が70万2,000円の増となっております。

続きまして、2項 手数料 1目 総務手数料、補正額8,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

2目 衛生手数料、補正額69万1,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

3目 農林水産手数料、補正額11万円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

4目 商工手数料、補正額3,000円の増額でございます。

48ページをお開きください。14款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金、補正額749万9,000円の減額、説明欄記載のとおりでございますが、障害者自立支援給付費負担金596万1,000円の減額でございますが、給付金の対象者が減ったことによるものでございます。

2目 衛生費国庫負担金、補正額72万8,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金、補正額1,094万6,000円の減額でございますが、説明欄記載のとおりでございますが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金について、229万8,000円の減額でございますが、当初定まっておりました仕様の確定によりまして、契約金額が減となったことによるものでございます。その下のデジタル基盤改革支援補助金216万6,000円の減額でございますが、歳出でも説明したとおりシステム改修時期の繰下げに伴いまして、利用料の減額に伴うものでございます。

2目 民生費国庫補助金、補正額49万7,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

3目 衛生費国庫補助金、補正額94万1,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

4目 教育費国庫補助金、補正額2万2,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

3項 委託金 1目 総務費委託金、補正額93万1,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

3目 土木費委託金、補正額6,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

4目 消防費委託金、補正額28万7,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

50ページをお開きください。15款 道支出金 1項 道負担金 1目 民生費道負担金、補正額1,032万6,000円の減額でございます。説明欄のとおりでございますが、障害者自立支援給付費負担金について、896万9,000円については、利用実績が減となったことによるものでございます。

2目 衛生費道負担金、補正額89万4,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

2項 道補助金 1目 総務費道補助金、補正額1万6,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

2目 民生費道補助金、補正額75万1,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

3目 衛生費道補助金、補正額13万9,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

4目 農林水産業費道補助金、補正額1,390万9,000円の減額でございます。説明欄でございますが、中山間地域等直接支払交付金等交付金1,279万8,000円の減額でございますが、中山間地域等直接支払交付金の対象面積が減ったこと、それから加算措置の取組が予定よりも減ったことによる減額となっております。

続きまして、5目 商工費道補助金、補正額227万9,000円の減額、説明欄でございますが、歳出でも説明いたしたところでございますが、U I Jターン新規就業支援事業補助金225万円の減額で、事業の停止をしたことによるものでございます。

6目 土木費道補助金、補正額59万円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

7目 消防費道補助金10万円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、3項 委託金 1目 総務費委託金、補正額35万7,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

2目 土木費委託金、補正額3万9,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、54ページをお開きください。16款 財産収入 1項 財

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

産運用収入 1目 財産貸付収入、補正額13万8,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

2目 利子及び配当金、補正額8万1,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

2項 財産売払収入 1目 不動産売払収入、補正額35万3,000円の増額、説明記載のとおりでございます。

続きまして、56ページをお開きください。17款 寄附金 1項 寄附金 1目 一般寄附金、補正額49万円の増額でございます。

2目 総務費寄附金、補正額1億9,100万円の増額、説明欄記載のとおり、ふるさと納税寄附金11億8,800万円の増額、企業版ふるさと納税寄附金300万円の増額となっております。

3目 民生費寄附金、補正額1万円の減額でございます。

続きまして、繰入金でございます。58ページをお開きください。18款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金、補正額8,195万4,000円の減額でございます。この基金の関連事業費の減額につきましては、一般会計全体の財源調整による減額補正によるものでございます。

続きまして、2目 ふるさと活性化基金繰入金317万円の減額、4目 公有財産整備基金繰入金、補正額1億8,000万円の減額、5目 地域福祉基金繰入金、補正額315万8,000円の減額、7目 減債基金繰入金、補正額2,103万7,000円の減額、8目 札沼線代替輸送事業等基金繰入金、補正額147万円の減額、9目 森林環境譲与税基金繰入金、補正額8万6,000円の減額です。

2項 特別会計繰入金 1目 介護保険事業特別会計繰入金、補正額2万6,000円の増額でございます。

続きまして、60ページをお開きください。19款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額2,043万2,000円の増額でございますが、令和6年度の繰越金9,775万5,000円全額を今回予算化をするものでございます。

続きまして、62ページをお開きください。20款 諸収入 1項 延滞金、加算金及び過料 1目 延滞金、補正額6万1,000円の増額です。

2項 町預金利子 1目 町預金利子、補正額192万円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

5項 雑入 2目 弁償金、補正額177万5,000円の増額でございます。

4目 給食事業収入、補正額7万円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

5目 雑入、補正額505万9,000円の増額でございますが、説明欄の下段のほうになります。公有物件建物災害共済金154万1,000円の増額でございますが、町有施設5施設の令和6年度の雪害に伴う災害給付金でございます。多目的アリーナ、それから教員住宅、それから旧知来乙小学校、町役場庁舎の防災アンテナ等の破損によるものでございます。その2つ下、日常生活機能対策乗合バス事業返還金300万円の増額でございますが、日常生活機能対策乗合バス事業の返還金につきましては、岩見沢月形線の車両購入費補助を町からバス事業者に補助しておりましたが、バス事業者に国からの補助決定がございましたので、町からの補助金を返還するということになってございます。

続きまして、64ページをお開きください。21款 町債 1項 町債 1目 総務債、補正額120万円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

2目 民生債、補正額80万円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

3目 衛生債、補正額30万円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

4目 農林水産業債、補正額10万円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

5目 商工債、補正額240万円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

6目 土木債、補正額1,780万円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

8目 教育債、補正額60万円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

21ページをお開きください。補正予算、第2条でございますが、繰越明許費の補正でございます。年度内に予算執行の終わらない見込みの事業でございます。翌年度に繰越して使用できる経費として26ページの第2表 繰越明許費補正、この3事業を追加するものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正でございますが、補正予算 第3条、26ページから27ページの第3表 債務負担行為補正でございます。ご覧のとおり25件の業務の追加をするものでございます。

続きまして、補正予算 第4条、地方債の補正につきまして、28ページから30ページにかけての第4表 地方債の補正でございます。13件の限度額の変更をするものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午前11時06分休憩）

○ 議長 大釜 登 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

（午前11時15分再開）

○ 議長 大釜 登 説明が終わっておりますので、質疑を行います。質疑
ございますか。

○ 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

○ 議員 我妻 耕

それでは予算もありますので、現状とその結果についてだけお尋ねしたい
と思うのですが、71ページの地域公共交通対策事業の日常生活機能対策乗
合バス事業ですが、岩月線の当初の見込みが当初の見込みよりも増えそうだ
という説明、それと先ほどの歳入のところでも、運賃収入が増えたというこ
とがあったので、この具体的な人数と予算等の違いの部分を教えてください。

○ 議長 大釜 登 企画振興課長。

○ 企画振興課長 鈴木 暢 お答えさせていただきます。人数は、今現在
把握してございませんので、金額のみの説明とさせていただきたいと思いま
すが、当初、岩見沢月形線への補助としまして、564万9,000円を見
込んでおりましたが、運賃収入の増などにより、現在は黒字化してございま
すので、この部分の補助については減額とさせていただいております。

なお、予算上ではマイナス529万4,000円となっておりますのは、
岩見沢月形線の減額と昨中央バスの補助金の半年分が残っておりますの
で、その分の増額35万5,000円を差引きしました529万4,000円
の減額となっております。以上です。

○ 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

○ 議員 我妻 耕 確認なのですが、そうすると今年というか時限的なそ
の部分の結果でこうなっていると考えてるのでしょうか。

○ 議長 大釜 登 企画振興課長。

○ 企画振興課長 鈴木 暢 こちらにつきましては、先ほど歳入のほうで
も、副町長から説明をさせていただきましたが、岩見沢月形線が令和7年度
の地域間幹線系統車両減価償却費等補助金に該当となつてございまして、こ
ちら国の補助金150万円と道の補助金150万円、合わせまして300万
円になりますが、こちら車両の購入費に当たっている部分の減価償却費が青
柳自動車に入るといふ形となつてございまして、車両の購入に関しましては、
町が補助をして全額出しておりますので、その分を、当初は青柳自動車は見
込んでおりませんでしたので、その部分が増となったことなどによる増とな
りますので、事業開始、今後あと4年間につきましては、極端な人数の減が
なければ同様となる見込みでございまして、以上です。

○ 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

○ 議員 我妻 耕 了解しました。

次ですが、73ページの地域情報通信基盤整備事業につきまして、スマートフォンの普及拡大奨励につきまして、予算が410万円に対して288万円の減額補正ということで、300万円近くの補正があったということなので、説明では購入申請の見込みが減っていたということなのですが、件数的に何件見えて、何件の結果でこうなりましたということをお教えいただきたいのですが。

○ 議長 大釜 登 総務課長。

○ 総務課長 加藤 弘光 当初予算といたしましては、IPの回収につきまして、600世帯分を見込んでおりました。また、スマートフォンの普及につきましては、3万5,000円の100件分、350万円を見込んでおりました。IP回収については、1世帯1,000円の60万円になっています。決算の見込みとしましては、IPの回収については、301世帯、30万1,000円、それと、スマートフォンについては、26件、91万円ということで、今回288万9,000円減額という内容となっております。

○ 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

○ 議員 我妻 耕 そうするとまだ正確には、全町的にというか、IPがなくなったけれども、スマートフォンを持っていない家庭があると考えて、来年も引き続き事業を実施すると考えているということよろしいでしょうか。

○ 議長 大釜 登 総務課長。

○ 総務課長 加藤 弘光 スマートフォンの普及奨励につきましては、次年度も継続していきたいと思っております。

○ 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

○ 議員 我妻 耕 了解しました。

最後に103ページなのですが、改めての確認ということでお尋ねしたいのですが、町営住宅整備事業の部分で、町営住宅アスベスト含有事前調査業務の部分で補正がありましたということで確定ということで考えたいのですが、9月の補正でこすもす団地とか北農場団地がアスベストの問題がなくて工事が始まったという説明が確かあったと思うのですが、これは確認です。アスベストの含有事前調査業務というのは、もう今年度については終わったと考えてよろしいのでしょうか。

○ 議長 大釜 登 農林建設課長。

○ 農林建設課長 表谷 啓介 今年度の事業については、全て完了しております。

○ 議長 大釜 登 よろしいですか。

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

- 議員 我妻 耕 了解しました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 71ページ、2款 1項 3目 企画費のところなのですが、ふるさと納税推進事業、ふるさと納税納付金記念品1億7,000万円余りなのですけれども、歳入のところでは57ページ、17款 寄附金 1項 寄附金 2目 総務費寄附金、ふるさと納税寄附金1億8,800万円とあるのですが、ふるさと納税の寄附金が1億8,800万円に対して、このふるさと納税納付記念品、企画費のところの記念品がそのまま対応しているというような解釈になりますでしょうか。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 鈴木 暢 お答えさせていただきます。まず、ふるさと納税の歳出につきましてですが、ふるさと納税納付金の記念品につきましては、令和7年度の寄附金総額を歳入にありますとおり、イコールにはならないのですが、17億3,220万円、残りの300万円は、企業版のふるさと納税になりますが、17億3,220万円と見込むため、返礼品代も増となることから、年間の返礼品代を6億5,687万8,000円と見込んだ分の増額とさせていただきます。ですので、原資はイコールなのですが、返礼品の割合を考慮いたしまして、返礼品の記念品は歳出で計上させていただきます。その残り諸経費などを除いた分を、ふるさと納税基金積立金に増額をさせていただいているという形となります。以上です。
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 まだ私、理解はしきれていないのですが、要は今回このふるさと納税寄附金としていただいた分のそのものの返礼品の代金ではなくて、以前に寄附していただいたものも含まれているという解釈でよろしいですか。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 鈴木 暢 そのとおりでございます。
- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議員 滝口 伸 分かりました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 松田 順一議員。
- 議員 松田 順一 79ページ、ちょうど真ん中辺りに、障害者自立支援等給付事業が1,404万3,000円の減額になっていて、副町長の説明では、利用実績の減少であるということなのですが、やはりこれは高齢化が進んで利用者数が減ったということなのかどうか、その辺のところがどうな

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

のか確認したいと思って質問させていただきます。

- 議長 大釜 登 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 確かに障がい者の高齢化というのは進んでおりまして、大きな問題になってはいるのですが、ここで減少しているのは、自立支援給付費の中には13項目ぐらいのサービスがございまして、それぞれのサービスで利用者の減があったということになります。

特に入所されるようなサービス、グループホームですとか施設に入所される方が長期に入院されたり、また、そこを出られるというようなことが数件ございまして、金額として大きくなっているという状況でございます。

- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議員 松田 順一 はい。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 東出 善幸議員。
- 議員 東出 善幸 歳入55ページの町有建物売払が35万3,000円の補正増額しているのですが、もう少し詳しく教えてください。
- 議長 大釜 登 総務課長。
- 総務課長 加藤 弘光 こちらの物件につきましては、平成5年9月に取得をしました旧中和小学校の教員住宅となっております。こちらの建物は、令和6年度まで雪の聖母園の方に貸付けをしておりましたが、雪の聖母園の方から利用見込みがないということで、返還となったことから、町としては、こちらの建物を有効に使っていただくということで、ホームページ等において公募型のプロポーザルを実施しまして、買い入れがあったということでこちらの住宅を売却したものとなっております。以上です。
- 議長 大釜 登 東出 善幸議員
- 議員 東出 善幸 次に62ページ、63ページの弁償金の177万5,000円増額をしているのですが、これについて教えてください。
- 議長 大釜 登 総務課長。
- 総務課長 加藤 弘光 こちらにつきましては、こすもす団地を撤去する際に、修繕等が発生したものが2件ほどございます。そちらの個人の弁償金となっております。
- 議長 大釜 登 東出 善幸議員
- 議員 東出 善幸 2件の弁償金で177万5,000円なのですが、主にどういうところにかかる修繕、弁償金なのでしょうか。
- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午前11時28分休憩）
- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

（午前11時29分再開）

- 議長 大釜 登 農林建設課長。
- 農林建設課長 表谷 啓介 細かい資料が今手元にないのですが、退去に伴う、いわゆる修繕、床ですとか壁ですとか、あとユニットバスだとか、そういうものの修繕に係る費用、その弁償という内容になってございます。
- 議長 大釜 登 東出 善幸議員。
- 議員 東出 善幸 修繕は分かったのですが、結構2件で177万5,000円という大きいと思うのですが、例えば、水漏れがあったとか、破損があったとか、どのような修繕なのか、そういう部分を教えてほしいなと思ったのです。
- 議長 大釜 登 農林建設課長。
- 農林建設課長 表谷 啓介 いわゆるその入居をしている間の通常使用によって起こりうる破損については、大家が負担するのですが、それを超えるような破損、修繕、そういったものは、入居者に負担していただくという建付けの中で、今回のケースについては、非常に汚れた壁、カビた壁だとか、あと破れた床だとか、やはり1番大きいのがユニットバスですね、これの入替えが、主な内容になっているため、大きな金額になっているかなと思います。
- 議長 大釜 登 東出 善幸議員。
- 議員 東出 善幸 私も分からないので聞くのですが、ユニットバスの修繕というのはできないというか、交換というように聞いたことがあるのですが、その辺はどうなのでしょう。
- 議長 大釜 登 農林建設課長。
- 農林建設課長 表谷 啓介 修繕ではなく交換になります。入替えです。
- 議長 大釜 登 まだありますか。
- 議長 大釜 登 東出 善幸議員。
- 議員 東出 善幸 歳出の81ページなのですが、後期高齢者医療広域連合にかかります1,695万2,000円の減額補正なのですが、これは医療費の減なのか、それとも後期高齢者の人数の減なのか、その辺理由を教えてください。
- 議長 大釜 登 住民課長。
- 住民課長 村瀬 潤一 ただいまの質問ですが、令和6年度分の後期高齢者医療の精算に伴う減となっております。以上です。
- 議長 大釜 登 東出 善幸議員。
- 議員 東出 善幸 医療の精算ということは、医療費がそうかかっていな

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

かったということなのでしょうか。

- 議長 大釜 登 住民課長。
- 住民課長 村瀬 潤一 後期高齢者医療制度の仕組みといたしまして、保険料で負担する分、それから、公費で負担する部分、そういったものがありますが、その公費の負担分の部分に関しての精算なのですが、国費に関しては2分の1、道、市町村が4分の1ずつとなっております、公費に対しての減となっております。後期高齢者医療広域連合の中で、保険料だとか、かかった医療費だとかを総合的に計算いたしまして、その上での精算となっております。
- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議員 東出 善幸 はい。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 金子 廣司議員。
- 議員 金子 廣司 皆さん質問したから1点だけ、99ページの地域活性化起業人派遣事業のこの負担金の805万円マイナスなのですが、先ほど1人という話をしたから1人分が使われなかったという説明だったと思います。確か確認したことあるような気がするのですが、2人が企業人だと思っていて、この枠で使っていると思ったのですが、1人でやっていて、1人は公社のほうから、払っているという解釈になるのですか。その辺確認だけしたいのですが。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 竹内 晶 お答えいたします。当該制度を利用して派遣いただいている企業人については1名となっております。そのほかに、地域プロジェクトマネジャー制度を活用して、2名配置しておりますが、当該人物につきましては、町の会計年度任用職員として採用して配置しておりますので、企業人派遣制度、これに該当する人員については現在1人という形になっておりますので、1名減員分の人員、事業費については今回、減額補正させていただいたということになっております。以上です。
- 議長 大釜 登 金子 廣司議員。
- 議員 金子 廣司 そうしたら、先般残業代を見たときに、1人分の残業代を見たのかそれともこの企業人も含めてみたのか教えてください。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 竹内 晶 企業人制度に伴う派遣の人員につきましては、派遣元の企業が全て人件費を支払っておりますので、そういったものも含めて企業人となっております。ただ、時間外勤務につきましては、派遣先の月形町振興公社の方で、時間外勤務手当の分については、公社の方で負担

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

していると、今おっしゃられました補正という部分につきましては、前回の地域プロジェクトマネジャー、会計年度任用職員、町職員としての部分での時間外勤務手当の増額ということで、前回の定例議会のほうで増額補正をさせていただいた経緯はございます。以上です。

- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議員 金子 廣司 了解しました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午前11時37分休憩）
- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後1時30分再開）

◎ 日程7番 議案第7号 令和7年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長 大釜 登 日程7番 議案第7号 令和7年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書123ページをお開きください。
ただいま議題となりました議案第7号 令和7年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

第1条ですが、補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,214万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,105万5,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、124ページから125ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。本補正予算につきましては、年度末に当たり、事務事業費の確定や執行見込額の精査並びに歳入調定額等の精査を行いましての主に予算の整理でございます。

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

それでは、事項別に主なものについて、ご説明をいたします。140ページをお開きください。最初に歳出でございます。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費、補正額138万6,000円の減額です。説明欄でございますが、デジタル基盤改革支援事業、システムの改修業務でございます。国保システムの標準化の対応の延期に伴います減額でございます。

続きまして、2項 徴税費 1目 賦課徴収費、補正額0円、財源振替でございます。

3項 運営協議会費 1目 運営協議会費、補正額8万8,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

142ページをお開きいただきまして、2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 療養給付費、補正額3,966万7,000円の減額、療養給付費でございます。医療費が見込みよりも少なくなったことによるものでございます。

2項 高額療養費 1目 高額療養費、補正額1,040万2,000円の減額、高額療養費でございますが、同じく、医療費が見込みよりも減ったことによるものでございます。

続きまして、144ページをお開きください。3款 国民健康保険事業費 納付金 1項 医療給付費分 1目 医療給付費分から2項 後期高齢者支援金等分 1目 後期高齢者支援金等分、3項 介護納付金分 1目 介護納付金分まで、記載のとおりでございます。それぞれ補正額は0円財源振替でございます。

続きまして、146ページをお開きください。5款 保健事業費 1項 特定健康診査等事業費 1目 特定健康診査等事業費、補正額31万5,000円の減額、説明欄でございますが、特定健康診査等事業、特定健康診査業務、受診件数の減により15万8,000円の減額でございます。負担金、特定健康診査受診率向上支援等共同事業、チラシデザイン作成費用等の減額で15万7,000円の減額となっております。

続きまして、148ページをお開きください。6款 基金積立金 1項 基金積立金 1目 基金積立金、補正額670万5,000円の増額です。説明欄記載のとおりでございます。

150ページをお開きください。7款 諸支出金 1項 諸費 2目 過年度返納金、補正額30万2,000円の増額、過年度返納金でございます。

3目 直営診療施設勘定繰出金、補正額270万9,000円の増額です。説明欄でございますが、直営診療施設勘定繰出金、病院繰出金ルール分の算定による増額でございます。

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

続きまして、132ページをお開きください。歳入でございます。1款 国民健康保険税 1項 国民健康保険税 1目 国民健康保険税、補正額474万円の増額でございます。主に加入者の所得の増によるものでございます。

続きまして、134ページをお開きください。4款 道支出金 1項 道補助金 1目 保険給付費等交付金、補正額4,873万5,000円の減額です。歳出の保険給付費、療養給付費の減によるものでございます。

次に、136ページをお開きください。6款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金、補正額102万円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

2項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金、補正額26万9,000円の減額でございます。

続きまして、138ページです。7款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額314万2,000円の増額です。令和6年度の繰越金の全額となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程8番 議案第8号 令和7年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

- 議長 大釜 登 日程8番 議案第8号 令和7年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書153ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第8号 令和7年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。第1条ですが、補正予算第4号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,721万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,549万6,0

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

00円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、154ページから155ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。今回の補正予算につきましては、年度末に当たり、事務事業費の確定や執行見込額の精査並びに歳入調定額等の精査を行いましての主に予算の整理でございます。

それでは、事項別に主なものについて、ご説明をいたします。174ページをお開きください。歳出でございます。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費、補正額152万2,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

2項 介護認定審査会費 1目 介護認定審査会費から2目 認定調査等費まで説明欄記載のとおりでございます。

次に、176ページをお開きください。2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費 1目 居宅介護サービス等給付費、補正額70万9,000円の増額です。説明欄でございますが、居宅介護サービス等給付費が874万9,000円の増額、地域密着型介護サービス給付費が804万円の減額でございます。

2目 施設介護サービス給付費、補正額1,304万1,000円の減です。説明欄でございますが、施設介護サービス給付費の利用実績の減によるものでございます。

続きまして、5目 居宅介護サービス計画給付費、補正額37万3,000円の増額、説明欄ですが、居宅介護サービスの計画給付費の増額でございます。利用者の増に伴うものでございます。

続きまして、2項 介護予防サービス等諸費、それから、180ページにかけて、6項 特定入所者介護サービス等費 1目 特定入所者介護（予防）サービス費、ここまで記載のとおりでございます。180ページの説明欄のところでございますが、特定入所者介護（予防）サービス費、施設の入所居住費等の増額によるもので50万2,000円の増となっております。

続きまして、182ページです。3款 地域支援事業費 1項 介護予防事業費 1目 介護予防事業費、補正額31万4,000円の減額です。説明欄でございますが、介護予防事業費31万4,000円の減額、各種介護予防教室の22万5,000円の減額となっております。当初、予算上では20名ほど見込んでおりましたが、実績が10名ということで減額となっております。続きまして、2項 包括的支援事業・任意事業費 3目 任意事業費から5目 認知症総合支援事業費、記載のとおりでございます。

続きまして、184ページです。3項 地域支援事業費 1目 介護予防・

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

生活支援サービス事業費、補正額410万1,000円の減額です。説明欄でございますが、介護予防・生活支援サービス事業費407万円の減額でございます。主にデイサービス等の事業量が減ったことによるものでございます。

続きまして、186ページです。5款 諸支出金 2項 繰出金 1目 他会計繰出金、補正額2万7,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、162ページをお開きください。歳入でございます。4款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 調整交付金から6目 事業費交付金まで、予算書記載のとおりでございますが、5目 介護保険保険者努力支援交付金197万1,000円の増額でございますが、介護保険の評価指標の得点が見込みよりも高い得点となったため増額となっております。

続きまして、164ページをお開きください。5款 支払基金交付金 1項 支払基金交付金 1目 介護給付費交付金、補正額704万8,000円の減額です。歳出の保険給付費と連動してございます。

2目 地域支援事業支援交付金、補正額40万5,000円の減額でございます。

続きまして、166ページでございます。6款 道支出金 1項 道負担金 1目 介護給付費負担金、補正額147万6,000円の減額です。同じく歳出保険給付費と連動した数字でございます。

続きまして、2項 道補助金 1目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）から2目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援事業）まで、予算書記載のとおりでございます。

続きまして、168ページをご覧ください。8款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 介護給付費繰入金から5目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援事業）まで記載のとおりでございます。

2項 基金繰入金 1目 介護給付費準備基金繰入金、補正額526万6,000円の減額でございます。基金からの繰入れをしないことから、全額減額としてございます。

続きまして、170ページでございます。9款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額105万1,000円の増額、令和6年度の繰越金の全額予算化でございます。

172ページをお開きいただきまして、10款 諸収入 2項 雑入 3目 雑入、補正額1万6,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

質疑ございませんか。

- 議長 大釜 登 東出 善幸議員。
- 議員 東出 善幸 177ページなのですが、居宅介護サービス等給付費と地域密着型介護サービス給付費、増額の部分と減額の部分があるのですけれども、この辺説明をお願いします。
- 議長 大釜 登 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 まず、居宅介護サービス等給付費の増額でございますが、こちらは居宅でサービスを受けたときに受けたサービスに係る給付費ですけれども、藤の園の養護老人ホームが、介護保険上は居宅扱いとなりますが、そちらの利用者の方々が、ヘルパーの援助を受けたり、あるいは通所のサービスを受けたりということで、在宅サービスを利用するようになったために、主にここが増額しております。それと地域密着型介護サービス給付費のほうは、月形町では、愛光園のデイサービス、要介護1以上の方が受けるデイサービスの給付費がこちらに入りますが、愛光園のデイサービスが令和7年4月から休止となり、廃止となったために、こちらの減額が大きくなったということです。以上です。
- 議長 大釜 登 東出 善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。
185ページなのですが、介護予防・生活支援サービス事業費が、余りにも補正額が大きいと思うのですけれども、これについても少し説明をお願いします。
- 議長 大釜 登 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 介護予防生活支援サービス事業費は、要支援1、2の方の受ける介護サービスがこちらに入ることになっています。月形町で実施しているのは、デイサービスの部分と、ヘルパーの支援の部分がこちらから支出になっていますが、先ほどご説明したように、愛光園デイサービスが閉鎖されたということで、こちらのサービス事業費も連動して下がっているということになります。以上です。
- 議長 大釜 登 東出 善幸議員。
- 議員 東出 善幸 先ほど愛光園のデイサービスについては、令和7年から休止、廃止ということで、そうすると、次年度の予算も当然愛光園のデイサービスについては、もうないというか、そういうことでよろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 おっしゃるとおり、来年度は、こちらに係るサービス事業費は減るということになりますが、デイサービスだけではなく

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 1 日目（3 月 3 日）

ヘルパー利用の分もありますので、予算としては残ります。以上です。

- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議員 東出 善幸 はい。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第 8 号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程 9 番 議案第 9 号 令和 7 年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

- 議長 大釜 登 日程 9 番 議案第 9 号 令和 7 年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書 189 ページをお開きください。
ただいま議題となりました議案第 9 号 令和 7 年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明を申し上げます。

第 1 条ですが、補正予算第 3 号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 315 万 1,000 円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,572 万 3,000 円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、190 ページから 191 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正によるものであります。今回の補正予算につきましては、年度末に当たり、事務事業費の確定、執行見込額の精査並びに歳入調定等の精査を行いましての主な予算整理でございます。

それでは、事項別に説明をいたします。204 ページをお開きください。歳出でございます。1 款 総務費 2 項 徴収費 1 目 徴収費、補正額 8 万 1,000 円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

206 ページでございます。2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 1 項 後期高齢者医療広域連合納付金 1 目 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額 323 万 2,000 円の増額でございます。説明欄でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金負担金の後期高齢者医療広域連合の負担金増でござ

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

ございます。対象者の増及び医療費の増額が要因となっております。

続きまして、198ページをお開きください。歳入でございます。1款 後期高齢者医療保険料 1項 後期高齢者医療保険料 1目 特別徴収保険料、補正額181万4,000円の減額でございます。2目 普通徴収保険料、補正額661万2,000円の増額でございます。主に現役並みの所得者が増えたことによるものでございます。

続きまして、200ページをお開きください。2款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金、補正額182万3,000円の減額でございます。

続きまして、202ページでございます。3款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額17万6,000円の増額です。令和6年度の繰越金の全額予算化でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程10番 議案第10号 令和7年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第2号）

- 議長 大釜 登 日程10番 議案第10号 令和7年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書の209ページをお開きください。議案第10号 令和7年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。補正予算第2条 収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の部では、1款 病院事業収益 1項 医業収益、3,102万8,000円の減額、2項 医業外収益、1,537万1,000円増額、計1,565万7,000円減額し、病院事業収益の総額を7億6,657万5,000円とするものであります。支出の部

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

では、1款 病院事業費用 1項 医業費用、1,868万6,000円の減額、2項 医業外費用302万9,000円の増額、計1,565万7,000円減額し、病院事業費用の総額を病院事業収益の総額と同額の7億6,657万5,000円とするものであります。

補正予算第3条は資本的収入及び支出の予定額の補正でありまして、収入の部では、1款 資本的収入 2項 繰入金、122万5,000円増額、3項 企業債、80万円減額、4項 補助金、117万2,000円増額、計159万7,000円増額し、資本的収入の総額を3,043万5,000円とするものであります。支出の部では、1款 資本的支出 1項 建設改良費、360万7,000円減額し、資本的支出の総額を3,916万3,000円とするものであります。

これに伴い、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,393万2,000円を872万8,000円に、また、過年度分損益勘定留保資金についても同様に改めるものであります。

今回の補正予算につきましては、年度末に当たり、事務事業費の確定や執行見込額の精査並びに収益等の見込額の精査を行っての主に予算の整理を行うものでございます。

それでは、事項別に説明をいたします。226ページをお開きください。最初に収益的支出でございます。1款 病院事業費用 1項 医業費用 1目 給与費、補正の予定額が1,230万7,000円の減額でございます。説明欄でございますが、2節の手当422万3,000の減額です。主に看護師の配置が予定を下回ったことによって、手当額の減となったものでございます。

次に、3節の報酬でございます。主に看護補助者の配置予定を下回ったことによりまして、主に会計年度任用職員の人件費の減となつてございます。

続きまして、2目 材料費、補正予定額277万5,000円の増額です。説明欄でございますが、薬品費277万5,000円の増額でありまして、主に刑務所の診療所の薬品の増が原因となつてございます。

続きまして、3目 経費、補正予定額953万3,000円の減額でございます。228ページをお開きいただきまして、説明欄記載のとおりでございますが、11節の委託料、検査業務269万2,000円の減額でございますが、主に検査業務の検査回数が減ったことによって、減額となっているものでございます。

続きまして、230ページをお開きください。5目 資産減耗費、補正予定額139万2,000円の増額です。棚卸資産減耗費15万円の増で主に薬品等の期限の到来等による廃棄でございます。固定資産除却費124万2,

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 1 日目（3 月 3 日）

000 円の増でございます。老朽化する医療機器等の廃棄によるものでございます。

6 目 研究研修費、補正予定額 101 万 3,000 円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

2 項 医業外費用 1 目 支払利息及び企業債取扱費から、3 目の雑支出まで記載のとおりでございます。

続きまして、222 ページをお開きください。収益的収入でございます。病院事業収益でございます。1 款 病院事業収益 1 項 医業収益 1 目 入院収益、補正予定額 830 万円の減額です。入院収益につきましては、会計全体の収支バランスの調整を含めての減額としてございます。

2 目 外来収益、補正予定額 2,380 万円の減額でございます。主に一般外来、刑務所診療所の外来の減でございますが、刑務所の診療所につきましては、当初予算から 1,560 万円ほどの減額、一般外来につきましては、当初予算から 820 万円ほどの減額となっております。

3 目 他会計負担金、補正予定額 86 万 9,000 円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

4 目 その他医業収益、補正予定額 20 万 3,000 円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

2 項 医業外収益 1 目 他会計負担金から 224 ページの 5 目 補助金まで記載のとおりでございますが、224 ページをお開きくださいます。補助金の説明欄でございます。道補助金が 43 万 5,000 円の増額でございます。医療分野の生産性の向上、職場環境整備等支援事業給付金ということで、医療用のタブレット、エアコン等の整備に係る補助金でございます。2 節の国庫補助金 1,280 万円の増でございますが、医療機関における賃上げ・物価上昇支援事業として、国から医療機関等に交付をされる補助金ということで予定をしてございます。

続きまして、234 ページをお開きください。資本的支出でございます。

1 款 資本的支出 1 項 建設改良費 1 目 有形固定資産購入費、補正予定額 360 万 7,000 円の減額でございます。説明欄でございますが、1 節 機器及び備品購入費、423 万 5,000 円の減額でございますが、医療機械、什器備品等の購入の減額でございます。2 節の工事請負費につきましては、防犯カメラの設置工事として 62 万 8,000 円の増額となっております。

続きまして、232 ページをご覧ください。資本的収入でございます。1 款 資本的収入 2 項 繰入金 1 目 繰入金、補正予定額 122 万 5,000 円の増額でございます。国保会計の繰入金となっております。

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

2項 企業債 1目 企業債、補正予定額80万円の減額でございます。

続きまして、4項 補助金 1目 補助金、補正予定額117万2,000円の増額でございます。説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、210ページをお開きください。補正予算第4条 債務負担行為の補正で債務負担行為をすることができる事項として、1件の業務を定めるものでございます。

次に、補正予算第5条 企業債の補正であります。医療機器整備事業の限度額を変更するものでございます。

続きまして、211ページをご覧くださいまして、補正予算第6条 議会の議決を経なければ流用することができない経費につきまして、給与費を1,230万7,000円減額し、5億672万5,000円に改めるものでございます。

次に、補正予算第7条 たな卸資産購入限度額であります、277万5,000円増額し、6,497万5,000円に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○ 議長 大釜 登 東出 善幸議員。

○ 議員 東出 善幸 225ページの1,280万円の国庫補助金の補正なのですが、この国庫補助金の名目に係る交付率ですとか、交付基準を教えてくださいませんか。

○ 議長 大釜 登 病院事務長。

○ 町立病院事務長 高田 恵一 国庫補助金の内訳でございますが、賃上げの支援といたしまして8万4,000円掛ける病床数の40床で336万円、物価支援といたしまして、11万1,000円掛ける40床で444万円、救急に対応する病院への加算といたしまして、救急対応1,000件未満ということで500万円で、合計で1,280万円となっております。

○ 議長 大釜 登 よろしいですか。

○ 議員 東出 善幸 はい。

○ 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決すること

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

に決定いたしました。

◎ 日程11番 議案第11号 令和7年度月形町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

- 議長 大釜 登 日程11番 議案第11号 令和7年度月形町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。

- 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書241ページをお開きください。議案第11号 令和7年度月形町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。補正予算第2条 業務の予定量の補正でございます。（4）主な建設改良事業、管渠建設改良費の補正予定量を109万9,000円減額、67万2,000円とし、処理場建設改良費を75万4,000円減額、3,232万1,000円とするものであります。

補正予算第3条、収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の部では、1款 下水道事業収益 1項 営業収益、18万9,000円減額、2項 営業外収益、826万1,000円増額、計807万2,000円増額し、下水道事業収益総額を1億3,605万9,000円とするものであります。

支出の部では、1款 下水道事業費用 1項 営業費用、653万7,000円増額、2項 営業外費用、4万5,000円減額、計649万2,000円増額し、下水道事業費用総額を1億3,442万8,000円とするものであります。

補正予算第4条 資本的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の部では、1款 資本的収入 1項 企業債、40万円減額、2項 他会計補助金、110万円減額、3項 補助金、30万円減額、計180万円減額し、資本的収入の総額を3,267万円とするものであります。

支出の部では、1款 資本的支出 1項 建設改良費、185万3,000円減額し、資本的支出の総額を6,304万9,000円とするものであります。

これに伴い、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,043万2,000円を3,037万9,000円とし、損益勘定留保資金についても同様に改めるものであります。

今回の補正予算につきましては、年度末に当たり、事務事業費の確定執行見込額の精査並びに収益等の見込額の精査を行っての主に予算の整理をするものでございます。

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

それでは、事項別に説明をいたします。256ページをお開きください。最初に収益的支出でございます。1款 下水道事業費用 1項 営業費用 1目 管渠費、補正予定額97万5,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

2目 処理場費、補正予定額19万8,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

4目 減価償却費、補正予定額350万3,000円の減額でございます。

5目 資産減耗費、補正予定額1,081万7,000円の増額でございます。機能強化事業を含めた固定資産の精査を行った結果、増額となったものでございます。

続きまして、2項 営業外費用 1目 支払利息及び企業債取扱諸費、補正予定額4万5,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、254ページをお開きください。収益的収入でございます。1款 下水道事業収益 1項 営業収益 1目 下水道使用料、補正予定額14万6,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

2目 その他営業収益、4万3,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

2項 営業外収益 2目 長期前受金戻入、補正予定額626万1,000円の増額でございます。説明欄でございますが、一般会計繰入金長期前受金戻入が210万4,000円でございます。その下段の国庫補助金等長期前受金戻入415万7,000円の増額で、主に機能強化事業の電気設備に係る長期前受金の増額ということになってございます。

続きまして、3目 消費税及び地方消費税還付金、補正予定額200万円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、260ページをお開きください。資本的支出でございます。1款 資本的支出 1項 建設改良費 1目 管渠建設改良費、補正予定額109万9,000円の減額、説明欄でございますが、公共枿の設置工事の減額でございまして、予算よりも予定数量が下回ったことによる減額となっております。

2目 処理場建設改良費、補正予定額75万4,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、258ページをご覧ください。資本的収入でございます。1款 資本的収入 1項 企業債 1目 企業債、補正予定額40万円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

2項 他会計補助金 1目 他会計補助金、補正予定額110万円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

3項 補助金 1目 補助金、補正予定額30万円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、242ページをご覧ください。補正予算第5条です。債務負担行為の補正で、債務負担行為をすることができる事項として1件を定めるものでございます。補正予算第6条 企業債の補正でございます。下水道整備事業の限度額を変更するものでございます。

続きまして、243ページをご覧くださいまして、補正予算第7条 他会計からの補助金を5, 210万円に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程12番 議案第14号 月形町地域情報通信基盤施設条例を廃止する条例の制定について

○ 議長 大釜 登 日程12番 議案第14号 月形町地域情報通信基盤施設条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 議案書の271ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第14号 月形町地域情報通信基盤施設条例を廃止する条例の制定について、ご説明を申し上げます。本条例は、月形町がIPサービス提供のため、月形町内に光ネットワークを設置することを目的に制定した条例でございますが、IP端末機については、現在の通信環境の変化や設備維持に多くの費用が発生することから、昨年9月末をもって運用を終了させていただいたところでございます。また、IP告知端末の配信に必要とされる光ネットワークの各施設及び設備については、今後老朽化により、施設、敷設替えが必要となるなど、さらに費用が増大することが見込まれることから、あるいは人口減少に伴う光契約の加入者が減少することも見通した上で、光契約のサービス事業者であるNTT東日本株式会社に譲渡しまして、

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

今回、本条例については廃止をするものでございます。この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第14号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程13番 議案第18号 月形町認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程13番 議案第18号 月形町認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書279ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第18号 月形町認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。近年、3歳未満児のこども園の利用割合が増加してございまして、年齢別の利用実績をもとに、令和8年度から定員数を変更するものでございます。また、時間延長型保育サービス事業の料金の見直しを行うとともに、時間延長型保育サービス事業、一時保育事業及び預かり保育事業について、町が利用料金を徴収してございましたが、令和8年度から指定管理者が徴収し、指定管理者の収入となるもの、それと事務負担の軽減をすることに繋がるということで、今回条例を改正するものでございます。この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 1 日目（3 月 3 日）

お諮りいたします。議案第 18 号は、原案のとおり可決することにした
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決すること
に決定いたしました。

◎ 日程 14 番 議案第 19 号 月形町こども家庭センター設置条例の制定に ついて

- 議長 大釜 登 日程 14 番 議案第 19 号 月形町こども家庭センタ
ー設置条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。

- 副町長 藤原 栄一 議案書 281 ページをお開きください。ただいま、
議題となりました議案第 19 号 月形町こども家庭センター設置条例の制定
について、ご説明を申し上げます。児童福祉法及び母子保健法の改正により
まして、市町村にこども家庭センターの設置について、努力義務が課されて
おりますが、令和 8 年度まで設置した場合は、配置職員に対する人件費補助
など、有利な制度になっていることや子育て世代をさらに支援し、母子保健
と児童福祉の両分野が連携して、一体的に相談支援を行っていく体制整備の
観点から、本町におきましても、令和 8 年度からの設置に向けて、今回条例
を制定するものでございます。この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する
ものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 19 号は、原案のとおり可決することにした
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決すること
に決定いたしました。

◎ 日程 15 番 議案第 20 号 月形町乳児等通園支援事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程 15 番 議案第 20 号 月形町乳児等通園支援事
業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたし

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 1 日目（3 月 3 日）

ます。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書 285 ページをお開き願います。ただいま、議題となりました議案第 20 号 月形町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。令和 6 年 6 月 12 日に公布されました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後 6 か月から満 3 歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月の一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度として、こども誰でも通園制度が創設され、改正法による改正後の児童福祉法において、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めることとされていることから、本条例を制定するものでございます。この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第 20 号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程 16 番 議案第 21 号 月形町新規就農者等招致促進条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程 16 番 議案第 21 号 月形町新規就農者等招致促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書 299 ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第 21 号 月形町新規就農者等招致促進条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。条例で定める新規就農者等に対する補助金の交付について、農業用施設・機械の取得をした場合など、一部の経費については、就農した日以降の取得が要件となっておりますが、就農の準備段階におきましても、農業機械の取得が必要であることなど

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 1 日目（3 月 3 日）

から、所要の改正を行うものでございます。以上のことから、制度の要件を就農者の実態に即して、「就農した日から 1 年以内」を「就農予定日前 1 年以内及び就農した日から 1 年以内」に改めるものでございます。この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第 21 号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○ 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午後 2 時 25 分休憩）

○ 議長 大釜 登 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 2 時 40 分再開）

◎ 日程 17 番 議案第 27 号 月形町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

○ 議長 大釜 登 日程 17 番 議案第 27 号 月形町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書 319 ページをお開きください。

ただいま、議題となりました議案第 27 号 月形町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、ご説明申し上げます。月形町過疎地域持続的発展市町村計画について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により準用する規定に基づき、北海道との協議を経て行う変更について、議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。別紙計画の案をお配りさせていただいてございますが、主に産業振興の変更、住環境の項目の変更、教育の振興の項目の変更というような内容になってございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和8年第1回月形町議会定例会 1日目（3月3日）

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第27号は、原案のとおり可決することにしたい
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決すること
に決定いたしました。

◎ 日程18番 議案第28号 財産の無償譲渡について

- 議長 大釜 登 日程18番 議案第28号 財産の無償譲渡について
を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書321ページをお開きください。ただいま、
議題となりました議案第28号 財産の無償譲渡について、議会の議決に付
すべき事件に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであ
ります。平成21年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業で構築をいたし
ました月形町の光ファイバーケーブル設備及び付属設備をNTT東日本株式
会社は無償譲渡するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定によ
り、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 本件について最初に、議会のほうに説明があつたのが
多分2023年の夏か秋頃だったと記憶してるのですが、この説明いただい
たときに、いずれこのケーブルについても耐用年数が来て、交換するときに
多額の費用がかかるというような説明をいただいたのですが、今後、
この譲渡後に、もし交換する機会が来たときに、今このケーブルの高さが電
線の高さで大分低い位置に設置されていると認識しております。それで農作
業する際などに、まず引っかかるということはないのですが、機械の大型化
ですとか、ドローンを飛ばすような農作業の仕方をするときに高さ的に少し
気持ち悪いとか切ってしまわないように引っかけてしまわないようにという
ことを感じる場合がありますので、もし架け替えの時期が来たときには、で

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 1 日目（3 月 3 日）

きる範囲内で無理のない範囲で、不都合がなければ、高さを少し上げていただけるように依頼していただくことはできますでしょうか。

- 議長 大釜 登 副町長。
 - 副町長 藤原 栄一 次の架け替えのときにはそういうような対応は、十分可能かと思います。今現在、引き込み線の高さだとか色々な不都合で、作業等に支障があるということでございましたら、今その住宅の例えば除却、取り壊しのときなどは、その都度対応している状況でございまして、全てを一遍に、引込線に対応するというのは、かなりの一時的な費用が発生しますので、今現在、必要に応じて対応しているという状況でございまして、どうしても農作業ですとか、それから、住宅の何かしらの支障がある場合は、役場のほうに問合せをいただくというような形をとっておりますので、ご承知おきいただければと思います。以上です。
 - 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
 - 議員 滝口 伸 私どちらかというと引込線というよりも、道路沿いの本線というのですか。例えば取付け道路で、敷地に入るところですとか、そういうところも少し気になるというか、将来的に事故が起こらないようにというか、この光ケーブル用の電柱、細くて低い電柱等、北電の高い電柱等に抱かせている場合と多分 2 パターンあるような気がするのですが、低い電柱のまま使うということであれば高さを上げるのは難しいかもしれないのですが、北電の電線に抱かせているようなケーブルはもしかしたら、高さを上げられれば、作業上、安全性が増すのかなと感じましたので、もし可能であれば、NTT のほうに、お話いただければというお願いです。
 - 議長 大釜 登 よろしいですか。
 - 議員 滝口 伸 はい。
 - 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
 - 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
 - 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第 28 号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
 - 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
- ◎ 日程 19 番 議案第 29 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議長 大釜 登 日程 19 番 議案第 29 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 1 日目（3 月 3 日）

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書 3 2 3 ページをお開き願います。ただいま、議題となりました議案第 2 9 号 公の施設に係る指定管理者の指定について、月形町青果物集出荷貯蔵施設の指定管理者を月形町農業協同組合に指定したく、議会の議決を求めるものでございます。指定期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 6 年 3 月 3 1 日までの 8 年間でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第 2 9 号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程 2 0 番 令和 8 年度町政執行方針、日程 2 1 番 令和 8 年度教育行政執行方針

- 議長 大釜 登 日程 2 0 番 令和 8 年度町政執行方針、日程 2 1 番 令和 8 年度教育行政執行方針を一括議題といたします。
- 議長 大釜 登 最初に、令和 8 年度町政執行方針の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 町長。
- 町長 上坂 隆一 町政執行方針を朗読説明する。
- 議長 大釜 登 続いて、令和 8 年度教育行政執行方針の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 教育長。
- 教育長 兼平 晃成 教育行政執行方針を朗読説明する。
- 議長 大釜 登 以上で執行方針の説明を終わります。

◎ 日程 2 2 番 議案第 1 2 号 月形町農業委員会の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、日程 2 3 番 議案第 1 3 号 月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程 2 4 番 議案第 1 5 号 月形町皆楽公園条例の一部を改正する条例の制定について、日程 2 5 番 議案第 1 6 号 月形町皆楽公園施設条例の一

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 1 日目（3 月 3 日）

部を改正する条例の制定について、日程 26 番 議案第 17 号 月形町はな工房条例の一部を改正する条例の制定について、日程 27 番 議案第 22 号 月形町農産物加工施設条例の一部を改正する条例の制定について、日程 28 番 議案第 23 号 月形町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について、日程 29 番 議案第 24 号 月形町多目的アリーナ条例の一部を改正する条例の制定について、日程 30 番 議案第 25 号 月形町野球場条例の一部を改正する条例の制定について、日程 31 番 議案第 26 号 月形町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について、日程 32 番 議案第 30 号 令和 8 年度月形町一般会計予算、日程 33 番 議案第 31 号 令和 8 年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、日程 34 番 議案第 32 号 令和 8 年度月形町介護保険事業特別会計予算、日程 35 番 議案第 33 号 令和 8 年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、日程 36 番 議案第 34 号 令和 8 年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算、日程 37 番 議案第 35 号 令和 8 年度月形町農業集落排水事業会計予算

- 議長 大釜 登 日程 22 番 議案第 12 号 月形町農業委員会の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、日程 23 番 議案第 13 号 月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程 24 番 議案第 15 号 月形町皆楽公園条例の一部を改正する条例の制定について、日程 25 番 議案第 16 号 月形町皆楽公園施設条例の一部を改正する条例の制定について、日程 26 番 議案第 17 号 月形町はな工房条例の一部を改正する条例の制定について、日程 27 番 議案第 22 号 月形町農産物加工施設条例の一部を改正する条例の制定について、日程 28 番 議案第 23 号 月形町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について、日程 29 番 議案第 24 号 月形町多目的アリーナ条例の一部を改正する条例の制定について、日程 30 番 議案第 25 号 月形町野球場条例の一部を改正する条例の制定について、日程 31 番 議案第 26 号 月形町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について、日程 32 番 議案第 30 号 令和 8 年度月形町一般会計予算、日程 33 番 議案第 31 号 令和 8 年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、日程 34 番 議案第 32 号 令和 8 年度月形町介護保険事業特別会計予算、日程 35 番 議案第 33 号 令和 8 年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、日程 36 番 議案第 34 号 令和 8 年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算、日程 37 番 議案第 35 号 令和 8 年度月形町農業集落排水事業会計予算、以上、16 議案につきましては、関連がありますので、一括議題いたします。

提出者の説明を求めます。

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 1 日目（3 月 3 日）

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 ただいま、議題となりました議案について、ご説明を申し上げます。議案第 30 号 令和 8 年度月形町一般会計予算、議案第 31 号 令和 8 年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、議案第 32 号 令和 8 年度月形町介護保険事業特別会計予算、議案第 33 号 令和 8 年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 34 号 令和 8 年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算、議案第 35 号 令和 8 年度月形町農業集落排水事業会計予算につきましては、町政執行方針でその対応を申し上げておりますが、一般会計、3 特別会計、2 事業会計、合わせて 6 会計につきましては、ご提案をさせていただきます。

また、先ほど議長のほうからも説明がございましたように、予算に関連いたします議案第 12 号 月形町農業委員会の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 13 号 月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 15 号 月形町皆楽公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 16 号 月形町皆楽公園施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 17 号 月形町はな工房条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 22 号 月形町農産物加工施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 23 号 月形町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 24 号 月形町多目的アリーナ条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 25 号 月形町野球場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 26 号 月形町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定についての 10 議案につきましても、併せてご提案させていただくものでありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 説明が終わりました。お諮りします。ただいま、上程されました令和 8 年度各会計予算及び予算関連議案の審査については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、令和 8 年度各会計予算の関連議案として、議案第 12 号、議案第 13 号、議案第 15 号から議案第 17 号まで及び議案第 22 号から議案第 26 号までの 10 議案、令和 8 年度各会計予算として、議案第 30 号から議案第 35 号までの 6 議案、合わせて 16 議案については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

○ 議長 大釜 登 お諮りします。3 月 4 日から 3 月 12 日、3 月 14 日

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 1 日目（3 月 3 日）

及び 15 日は、会議規則第 10 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により休会とし、3 月 16 日から予算特別委員会が終了するまで、令和 8 年度の各会計予算の審議のため、休会にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、3 月 4 日から 3 月 12 日、3 月 14 日及び 15 日は、会議規則第 10 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により休会とし、3 月 16 日から予算特別委員会が終了するまで、令和 8 年度の各会計予算の審議のため、休会することに決定いたしました。

- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午後 3 時 41 分休憩）

- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 3 時 50 分再開）

- 議長 大釜 登 この際、報告いたします。先ほど設置した予算特別委員会の委員長に、我妻 耕議員、副委員長に西山富夫議員が互選されましたので報告いたします。

- 議長 大釜 登 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、3 月 13 日の本会議は午前 10 時から再開し、一般質問を行います。

（午後 3 時 50 分散会）